

2023年度

★ News 『令和5年度 税制改正大綱』が決定

自民・公明両党による『令和5年度税制改正大綱』は、令和4年12月23日閣議決定されました。今年10月1日から開始される消費税・インボイス制度の実施に向けた措置のほか、「貯蓄から投資へ」を掲げる岸田内閣の重点施策として、NISA制度の抜本的拡充などが盛り込まれています。

【税制改正大綱】
与党が、翌年度以降の税制措置の内容や検討事項を毎年12月にまとめた文書。政府はこの大綱をもとに税制改正法案を作成し、通常国会に提出する。

一方で、二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める炭素税などの議論は先送りとなり、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として法人税・所得税の新たな付加税、並びに、たばこ税の増税を令和9年度に向け段階的に実施する方針を明記しています。この「税制改正大綱」をもとに、政府による税制改正法案が、1月召集の通常国会に提出されます。

■ 消費税・インボイス（適格請求書）制度の見直し

- これまで免税事業者だった者が、課税事業者を選択し、インボイス発行事業者になった場合
→ 3年間、納税額を売上税額の2割に軽減する。（基準期間の課税売上高が1,000万円以下である者を対象とし、事前届出を求めず、申告時の選択適用とする。）
- 基準期間の課税売上高が1億円以下である事業者については、6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。
- 値引き等を行った場合に課せられる返還インボイスの交付義務について、1万円未満の少額の値引き等については、返還インボイスの交付を不要とする。

■ 個人所得税・NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化

通常、株式や投資信託など金融商品に投資した場合、配当や、売却で得た利益には、約20%の税金がかかります。NISAは、NISA口座（非課税口座）内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得る利益が、非課税になる制度です。（ニーサ・Nippon Individual Savings Account）

<令和5年(2023年)までのNISA>

- ・一般NISA＝株式・投資信託等を年間120万円まで購入でき、最大5年間、非課税で保有できる。
- ・つみたてNISA＝一定の投資信託を年間40万円まで購入でき、最大20年間、非課税で保有できる。
- ・ジュニアNISA＝株式・投資信託等を年間80万円まで購入でき、最大5年間、非課税で保有できる。（ジュニアNISAは、新規の口座開設は令和5年までとされ、令和6年以降、新規購入はできない。）

<令和6年(2024年)からのNISA>

- ・非課税保有期間を無期限化、年間投資枠を拡大し、「成長投資枠」と「つみたて投資枠」の併用が可能。
- ・対象年齢は18歳以上とし、令和6年(2024年)1月から適用する。

	(一般NISA→) 成長投資枠	(つみたてNISA→) つみたて投資枠
年間投資枠	240万円	120万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 (買い付け残高で管理)	
	1,200万円 (内数)	
口座開設期間	恒久化	恒久化



謹 賀 新 年

本年も よろしく お願い申し上げます

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063